

川崎市病院局企業職員永年勤続休暇取扱要綱

平成18年8月28日
18川病総庶第862号

(趣旨)

第1条 この要綱は、永年勤続の職員に対して十分な休養を与えることで、元氣回復を図るとともに、自己啓発の機会を設けることにより、公務能率の発揮及び増進を図るための職免（以下「永年勤続休暇」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 永年勤続休暇の付与対象となる職員は、川崎市表彰規程（昭和12年川崎市規則第11号）第1条第4号に規定する表彰（以下「永年勤続表彰」という。）を受けた職員とする。

(承認期間等)

第3条 永年勤続休暇は、永年勤続表彰を受けた年の7月1日から翌年の6月30日までの期間において5日の範囲内の期間とし、1日を単位として付与する。

(サービスの取扱い)

第4条 前条で付与された日については、職務専念義務を免除する。

(承認手続き)

第5条 永年勤続休暇の承認を得ようとする職員は、その都度、職務に専念する義務の免除を受けるための所要の手続をとり、所属長の承認を受けるものとする。

(例月給与の取扱い)

第6条 永年勤続休暇に係る給与は、有給とする。

(出勤簿の整理)

第7条 出勤記録管理者は、職員が永年勤続休暇を承認されたときは、出勤記録に免を表示する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、永年勤続休暇に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年7月1日に永年勤続表彰を受けた職員に係る永年勤続休暇については、本市に10年以上勤務した職員には3日、20年以上勤務した職員には4日、30年以上勤務した職員には5日付与するものとする。

附 則 (平成22年3月31日21川病総庶第2249号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

制 定 理 由

職員情報システムの稼動に伴う、所要の手續変更に必要な事項を定めるため、この要綱を定めるものである